

## 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書（令和元年度）

都道府県知事

市町村長

殿

## 事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号

別紙一覧表による

事業者・開設者	フリガナ	カブシキガイシャ ジェイフリード		
	名称	株式会社 Jフリード		
主たる事務所の所在地	〒	615-8042		
	都道府県	京都府	都・道	京都市西京区牛ヶ瀬川原口町22番地6
	電話番号	075-874-2776	FAX番号	075-874-2776
事業所等の名称	フリガナ			提供するサービス
	名称	別紙一覧表による		別紙一覧表による
事業所の所在地	〒	615-8042		
	都道府県	京都府	都・道	京都市西京区川島松ノ木本町14番地 アビタシオン川島1階
	電話番号	075-382-1666	FAX番号	075-382-1665
複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 ( 2 ) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				

①	算定した加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 ( Ⅰ Ⅱ 区分なし )
②	賃金改善実施期間	令和 2 年 1 月 ~ 令和 2 年 6 月
③	令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額	1,695,975 円
④	賃金改善所要額 ( i - ii )	2,043,370 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	5,267,759 円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	3,224,389 円
⑤	経験・技能のある障害福祉人材 ( ① ) における平均賃金改善額 ( ( iii - iv ) / v )	794,092 円 ・ 2.5 人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	4,760,543 円
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	2,775,312 円
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	2.5 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者】	2 人
	設定できない場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業所等で加算額全体が少額である。</li> <li>職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。</li> <li>8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>
⑥	他の障害福祉人材 ( ② ) における平均賃金改善額 ( ( vi - vii ) / viii )	58,139 円 ・ 1.0 人
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	507,216 円
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	449,077 円
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	1.0 人
⑦	その他の職種 ( ③ ) 平均賃金改善額 ( ( ix - x ) / xi )	円 ・ 人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金】	円
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。	対象職員について、特定処遇改善手当を0円~80,000円支給(649,999円) 対象職員について、特定処遇改善金を賞与として0円~600,000円支給(1,120,000円) 賃金改善に伴う保険料(福利厚生費)の増額分(273,371円)
	なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	<p>当事業所の規定による。</p> <p>介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・心理指導担当職員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者のいずれかの資格を有する者であって、下記の①もしくは②に該当する者</p> <p>※受講を終了することにより取得できる資格については、受講決定通知書が届いた時点で基準の対象とするが、受講を終了できなかった場合は基準の対象としない。</p> <p>① 他法人を含む経験年数が概ね10年以上であって、支援に関する十分な知識と技能がありグループも相応しいと所属部署の管理者より認められた者</p> <p>② 所属部署の主任以上である者</p> <p>当事業所における主任の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の職員やサービス提供責任者を統括し、適切な指示により業務の円滑な遂行を行うことができる者</li> <li>略称吸引等の医療行為や介護に関する技術、知識を十分に持ち他人に教授できる者</li> <li>ご利用者の支援に対し綿密な調整や中心的な役割を担うことができ、苦情が発生した場合に適切な処理ができる者</li> </ul> <p>以上3点全ての項目に対する能力を有する者に限る</p>

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
  - ・添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の覧表(都道府県ごと)
  - ・添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日 (法人名) 株式会社 Jフリード  
(代表者名) 代表取締役 白杉 陽子 印

## 賃金改善実績 チェック表

※黄色セルに入力してください。(他は自動計算されます。)

令和元年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算額	1,695,975 円 OK
-------------------------	----------------

	経験・技能のある 障害福祉人材 (①)	他の 障害福祉人材 (②)	その他の職種 (③)	計	備考
(A) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	4,760,543 円	507,216 円	0 円	5,267,759 円	
(B) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	2,775,312 円	449,077 円	0 円	3,224,389 円	従業員の人数や年齢構成、経験年数等が同じと仮定したうえで、特定処遇改善加算を取得しなかった場合の賃金総額を入力してください。
(C) 当該事業所における人数 (常勤換算方法)	2.5 人	1.0 人	0.0 人	—	①②においては、常勤換算方法により算出。 ③においては、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能。
賃金改善所要額 (A) - (B)	1,985,231 円	58,139 円	円	2,043,370 円 OK	特定処遇改善加算額を上回るようにすること。
改善前の平均賃金 (B) / (C)	1,110,125 円 (ア)	449,077 円 (エ)	円 (キ)	—	
改善後の平均賃金 (A) / (C)	1,904,217 円 (イ)	507,216 円 (オ)	円 (ク)	—	
平均賃金改善額 ((A) - (B)) / (C)	794,092 円 (ウ)	58,139 円 (カ)	円 (ケ)	—	

※経験・技能のある障害福祉人材(①)を設定できない場合は、①下段に具体的な理由を記載すること。

平均賃金チェック	判定 (自動計算)
【チェックその1】(ウ)が(カ)の2倍以上であること。	OK
【チェックその2】(カ)が(ケ)の2倍以上であること。	—
【チェックその3】「その2」がNGであっても、(ケ)が(カ)以下であり、かつ、(ク)が(オ)を上回っていなければOK	—

経験・技能のある障害福祉人材(①)のうち、月額平均8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の人数	2 人 OK	事業所ごとに1人以上はこれに該当する必要あり。(※複数の事業所を一括して提出する場合は、添付書類1に記載した事業所の数以上の人数となっていること。) ※現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合は、この要件を満たしているものとする。
その他の職種(③)のうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金	0 円 OK	その他の職種(③)については、全員、改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと。 (賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る職員は、賃金改善の対象とならない。)

